

入札・契約保証金の取扱いについて

朝霞市発注の競争入札に係る入札保証金及び契約保証金について下記のとおり取扱っていますのでお知らせします。

《入札保証金》

【入札保証金の「免除」の場合】

入札保証金については、平成15年度より、競争入札参加資格者名簿に登載されている者が入札に参加する場合は、原則として、免除しています。

免除対象者は、告示書又は、指名通知書の入札保証金の欄に「免除」と表示されていますので、ご確認ください。

【入札保証金の「納付」の場合】

1. 入札保証金の納付対象者

告示書又は、指名通知書の入札保証金の欄に「納付」と記載されている者

2. 入札保証金の金額

入札者が見積もった契約希望金額（入札書に記載予定の金額に消費税を加算した額）の100分の5以上の額

3. 入札保証金の納付又は担保及び入札保証保険の証券提出方法

(1) 現金又は有価証券等を納付する場合

納付種類 現金、利付国債・地方債、銀行振り出しの小切手
(原則としてこの3種に限る)

納付連絡 入札日の3日前(休日の場合はその前日)までに入札契約課へ連絡すること。

納付場所 朝霞市役所 1階 出納室

納付日時 当該入札日の午前8時30分から入札予定時間まで

(2) 入札保証保険の証券を提出する場合

入札保証保険により、現金等による保証金の納付を免除することが可能です。この場合は、当該保証金に該当する金額により朝霞市を被保険者とする保険を締結し、その保証証券を提出すること。

保険種類 入札保証保険 **保証金額** 前項2の入札保証金に該当する金額

保証期間 入札日より予定される契約締結日までの期間

提出日時 入札日において入札書と共に提出すること。 **提出場所** 入札場所

4. 入札保証金の現金又は担保の返還方法

(1) 落札しない者の場合

返還時間 当該入札終了後

返還場所 朝霞市役所 1階 出納室

返還方法 入札保証金（担保）預り証と交換により返還する。

(2) 落札者の場合

現金又は担保の場合

納付済みの入札保証金は、原則として契約保証金に充当する。

《契約保証金》

【契約保証金の「免除」の場合】

1. 契約保証金の免除対象者

請負金額が500万円未満で、指名通知書の契約保証金の欄に「免除」と記載されている者

2. 契約保証金の免除申請

上記1のほか、指名通知書の契約保証金の欄に「納付」と記載されている者は、朝霞市契約規則第17条に基づき、契約保証金免除申請書（様式第11号）を提出することができる。ただし、建設工事及び工事に係る設計・調査・測量の業務委託については、原則、契約保証金の免除はしない。

【契約保証金の「納付」の場合】

1. 契約保証金の納付対象者

告示書又は、入札指名通知に契約保証金の「納付」と記載されている者

2. 契約保証金の金額

契約金額（落札金額に消費税を加算した額）の100分の10以上の額（落札者が入札保証金を現金又は担保を納付し、かつ、契約保証金に充当した場合は、その差額）

3. 契約保証金の納付又は担保の提出方法

（1）現金又は有価証券等を納付する場合

納付種類 現金、利付国債・地方債、銀行振り出しの小切手
（原則としてこの3種に限る）

納付場所 朝霞市役所 1階 出納室（金融機関）

納付日時 落札日から契約書提出日まで

※入札契約課で3連の納付書を受け取ってから納付してください。

（2）履行保証保険等により証券等を提出する場合

契約履行保証保険、公共工事履行保証証券、金融機関又は保証事業会社の保証等により、現金等による保証金の納付を免除することが可能です。この場合は、当該保証金に該当する金額により保証契約又は保険契約を締結し、その保証証券又は証書等を提出すること。

保証金額 前項2の契約保証金に該当する金額

保証期間 契約締結日より工事完了後の引渡し予定日

提出日時 契約書提出の日

提出場所 入札契約課

4. 契約保証金の現金又は担保の返還方法

返還日時 当該契約履行後、工事請負代金請求時

返還場所 原則として口座振替による

返還方法 工事請負代金請求書に入札・契約保証金（担保）預り証を添付した上、工事主管課へ提出する。